破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３８号
山形県最上郡最上町大字大堀1007番地
破産者　伊藤　　寛
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第４９２号
茨城県水戸市酒門町2625番地の１
破産者　アビリティこと　綿引　喜英
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４９４号
茨城県東茨城郡茨城町大字城之内672番地３
破産者　小橋　鶴寿
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５３号
さいたま市北区別所町89番地５　リヴェールマンション403、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市五番町３番地３　マ・トール上尾ソレイユテラス309
破産者　中村　元映
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８６号
埼玉県鴻巣市明用441番地
破産者　平賀　繁義
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０６号
新潟市西区槇尾432番地　コーポラスフジタ104、破産手続開始決定時の住所さいたま市中央区上落合１丁目９番１―605号
破産者　佐藤　泰正
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９４３号
埼玉県さいたま市桜区西堀２丁目20番７―304号、旧住所埼玉県さいたま市桜区西堀６丁目３番16号201
破産者　小菅　　修
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０１号
埼玉県和光市白子１丁目３番11号　ブルーウェイブⅠ番館107、破産手続開始決定時の住所埼玉県和光市下新倉４丁目27番10―310号
破産者　中西　拓也
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９１号
さいたま市北区別所町89番地５　リヴェールマンション403、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市五番町３番地３　マ・トール上尾ソレイユテラス309
破産者　中村　昌子
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４４号
さいたま市南区南浦和２丁目27番４号　南浦和マンション501
破産者　片岡　建樹
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１２号
さいたま市桜区桜田２丁目16番21号205
破産者　柏崎　一雄
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１３号
さいたま市桜区桜田２丁目16番21号205
破産者　柏崎　一美（旧姓渋谷）
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２９号
埼玉県川口市東領家１丁目７番12号
破産者　清水　恵美
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６６号
埼玉県川越市大字大仙波新田142番地８　野川方、前住所埼玉県南埼玉郡白岡町西３丁目14番31
破産者　井口　　亨
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９８号
埼玉県上尾市大字上1750番地　しらこばと団地34―101
破産者　木村伊佐雄
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５０５号
横浜市神奈川区片倉１丁目27番25―405号
破産者　遠田　　紫
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５８号
新潟県長岡市殿町３丁目１番地５
破産者　新保　　章
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
山梨県笛吹市春日居町熊野堂414番地　ピーチハウスＤ―１
破産者　磯部　留美
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係